

主 文

被告人を禁錮3年に処する。

この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和7年4月1日午後0時59分頃、普通乗用自動車を運転し、名古屋市a区bc丁目d番e号先の路外施設地下駐車場から同駐車場出口に向かい時速約9キロメートルで進行してきて、同所先歩道を横断して車道に進出するため減速するに当たり、アクセル・ブレーキを的確に操作して進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、アクセル・ブレーキを的確に操作せず、ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ過失により、自車を加速させて前記車道を横断させてその先の歩道上に進出させ、更にこれに狼狽して左転把するとともに引き続きアクセルペダルを踏み込んで自車を時速約40キロメートルまで加速させて同歩道上を暴走させ、折から同歩道上にいたA（当時29歳）、B（当時63歳）、同人が抱っこひもで抱きかかえていたC（当時生後7か月）、D（当時27歳）、E（当時21歳）、F（当時45歳）及びG（当時9歳）に自車前部又はその付近を順次衝突させていずれも路上に転倒させ、よって、前記Aほか6名にそれぞれ別表（別表省略）記載の傷害を負わせた。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、商業施設の地下駐車場出口前の歩道を横断し車道へ進出する際、安全確認のため減速するに当たり、ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ過失により、道路を挟んだ歩道上に進出させ、これに狼狽して左転把するとともに、アクセルペダルを踏み続けて歩道上を暴走し、7名の被害者に順次衝突し、重軽傷を負わせたという事案である。

過失の内容についてみると、被告人は、車両を減速するに当たり、ブレーキペダルと誤ってアクセルペダルを踏み込み、その後も踏み続けた結果、時速約40キロ

メートルまで加速させて被害者らに衝突した。ブレーキペダルを的確に操作するという自動車運転者にとって最も基本的かつ重要な注意義務に違反したもので、本件道路が歩行者の多い商業施設付近であり、より慎重に運転する必要のある場所であることからすると、過失の程度は大きい。もっとも、高速度運転等、運転者の不良な運転態度を発端として発生した同種事案と比較すると、本件態様が特段に悪質なものとまでは言い難い。

本件の事故により、7名の被害者が負傷し、うち4名は骨折を伴う傷害を負い、他の3名もそれぞれ軽視できない傷害を負っている。7名の中には、加療1年以上を要する傷害を負い、この傷害により私生活へ不自由が続く不安を述べている被害者や定期通院が必要とされるなど治療継続中の被害者もあり、被害結果は重い。

以上によれば、被告人の刑事責任は重いが、同種事案に比して殊更に悪質とまではいえず、被告人に対して執行猶予を付する余地がないとはいえない。

その他の事情をみると、被告人は、対人賠償無制限の保険契約に加入しており、3名の被害者には賠償済みであり、他の被害者に対しても適切な賠償がされる見込みであること、被告人が事実を認め、今後自動車の運転をしない旨誓約し、運転免許証を返納済みであること、被告人が本件事故後、被害者らに対し、継続的に謝罪を続けてきており、今後も続けていくと述べていること、被告人に前科がないこと、被告人の家族が監督を継続する旨の書面を提出していることなど被告人のために酌むべき事情が認められる。

以上を踏まえ、被告人に対しては、執行猶予が可能な範囲で最も重い禁錮刑に処した上で、その刑の執行を猶予するのが相当と判断した。

令和8年2月6日

名古屋地方裁判所刑事第1部

裁判官 西 脇 真由子